

特管産廃の申請書です。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長

- 法人の場合：商業登記簿の所在地、商号、代表者職・氏名
- 個人の場合：住民票の住所、氏名

申請者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 株式会社広島産廃
代表取締役 産廃太郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-504-2225

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請する。

- 取り扱おうとする特別管理産業廃棄物の種類及び『積替え・保管を含む。』と記入してください。
- 記入例のとおりでも可。その場合は、様式第1号(2)を添付してください。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

様式第1号(2)に記載のとおり。

事務所及び事業場の所在地

事務所

同上

事業場

広島市安佐北区可部南四丁目13番13号

電話番号 082-815-5111

- 「申請者の住所」と異なる場所に事務所、事業場がある場合、その所在地、電話番号を記入してください。
- 同じ場所にある場合は『同上』と記入してください。

事業の用に供する施設の種類及び数量

様式第2号(2)及び(3)に記載のとおり。

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 更新申請の場合は『変更なし』と記入してください。

様式第2号(3)に記載のとおり。

※事務処理欄

- 更新申請の場合は『変更なし』と記入してください。

(第2面)

既に処理業の許可（他都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	都道府県・市名		許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	
	広島県		3400123456	
	呉市		申請中(令和〇〇年〇〇月〇〇日)	
●申請中のものは()内に申請年月日を記入してください。 ●5か所以上許可を有する場合は別紙に記入して添付してください。				
申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所		
			●申請者について再度記入してください。 ●個人と法人で記入欄が違いますので、注意してください。	
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	住 所			
かぶしきがいしゃひろしまさんばい 株式会社広島産廃	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号			
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所		
●申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人を記入してください。 また、法定代理人が法人の場合、当該法人の役員を記入してください。				
名 称		住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所		
	役職名・呼称			
● 次の役員を記入してください。 ① 登記簿に記載されている役員 ② 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、①の役員と同等以上の支配力を有する者				
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所		
	役職名・呼称			
さんばいたろう 産廃太郎	s20.10.1	広島市東区東蟹屋町938番地		
	代表取締役	広島市東区東蟹屋町9番38号		
さんばいじろう 産廃二郎	s21.10.1	広島市南区皆実町一丁目544番地		
	取締役	広島市南区皆実町一丁目5番44号		
さんばいしろう 産廃四郎	S23.10.1	広島市安佐南区古市一丁目3314番地		
	監査役	広島市安佐南区古市一丁目33番14号		
かんきょうはなこ 環境花子	S24.10.1	広島市安佐北区可部四丁目1313番地		
	相談役	広島市安佐北区可部四丁目13番13号		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	20,000株		出資の額	20,000,000 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
かぶしきがいしゃおかやまさんばい 株式会社岡山産廃	代表取締役 産廃 六郎	10,000株		
		100分の50	岡山県岡山市大供一丁目1番1号	
さんばいたろう 産廃太郎	S20.10.1	5,000株	広島市東区東蟹屋町938番地	
		100分の25	広島市東区東蟹屋町9番38号	
かんきょうよしこ 環境良子	S25.10.1	3,000株	広島市安芸区船越南三丁目436番地	
		100分の15	広島市安芸区船越南三丁目4番36号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
さんばいごろう 産廃五郎	S26.10.1	広島市佐伯区海老園二丁目528番地
	営業部長	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

● 次の方を記入してください。

- ① 本店又は支店の代表者
- ② 収集運搬業に関する契約締結権限を有する者

※申請者が個人の場合でも、営業所、出張所、その他これに類する営業拠点で契約締結権限を有する者を置いている場合は記入してください。

● 欄が不足して書ききれないとき

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄